

報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時 12月4日（木）15時00分

標題	水痘警報の発令について
日時	令和7年（2025年）12月4日（木）15時00分
場所	
内容	別添のとおり
取材に当たつてのお願い	
他のクラブとの関係	
連絡先	北海道渡島保健所健康推進課長（北海道渡島総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課長 金澤 由佳理） TEL 0138-47-9543

水痘の流行について（警報）（速報値）

令和7年（2025年）12月4日（木）15時00分

北海道渡島保健所

（北海道渡島総合振興局保健環境部保健行政室）

電話：0138-47-9543

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第48週（令和7年11月24日～令和7年11月30日）において、渡島保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、渡島保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘一帯状発疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月から水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘は、水痘一帯状発疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状発疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関あたりの患者報告数（単位：人）

	第44週 (10/27～11/2)	第45週 (11/3～11/9)	第46週 (11/10～11/16)	第47週 (11/17～11/23)	第48週 (11/24～11/30)
渡島保健所	0.00	0.00	0.00	0.00	2.50※
全道	0.33	0.25	0.51	0.35	集計中
全国	0.21	0.23	0.29	集計中	集計中

※第48週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：<https://www.ipb.pref.hokkaido.jp/kansen/604/map.html>）

（2）水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われるなどを指します。

＜水痘の注意報・警報レベル＞

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	1	2	1